

附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市景観審議会
設置根拠	福山市景観条例
設置目的	福山市景観条例の規定によりその権限に属することとされた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じて良好な景観の形成に関する事項を調査審議させるため。
設置年月日	2012年(平成24年)4月1日
委員数	11人以内
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
非公開とする根拠 又は理由	
庶務担当課	都市計画課
	TEL(084)928-1092
備考	